

お客さま各位

「令和6年能登半島地震」災害復旧ローンの取扱い基準の拡大について

このたびの地震により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

上越信用金庫は、このたびの地震災害で影響を受けられた個人の皆さまの生活再建にお役立ていただけるよう「令和6年能登半島地震」災害復旧ローンの取扱いの基準を拡大しましたのでお知らせいたします。

記

災害復旧ローンの概要

取扱期間	令和6年1月9日（火）～令和6年12月30日（月） ※上記期間内にお申込みを受付した分までを対象とします。
ご利用いただける方	・令和6年能登半島地震により被害を受けられた個人の方。 ・お申込み年齢が満20歳以上の方。 ・当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方。
資金使途	被災からの生活再建にかかる次の資金 ①自動車関連資金 ②教育関連資金 ③住宅・リフォーム関連資金 ④医療費・その他物品購入 ※②～④は既にお支払いしたものでも、お申込み時点でお支払日から3ヵ月以内のものに限り対応できます。 ⑤生活資金（100万円以内） ⑥お申込人が当金庫から借り入れた個人ローンの借換資金（借換に伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※⑥は①～⑤のいずれかと合わせたお申込みに限ります。
ご融資金額	1,000万円以内
ご融資期間	3ヵ月以上15年以内（元金返済据置期間は12ヵ月以内）
ご融資利率	年1.50%（変動金利・保証料を含む）
ご返済方法	毎月元金均等返済または毎月元利均等返済 ※ご融資金額の50%以内につき6ヵ月ごとのボーナス返済併用もできます。
担保・保証人	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので担保・保証人は不要です。
その他	ご融資金は、原則としてお支払先に振込させていただきます。

以上

※詳しくは当金庫窓口・得意先係にお問い合わせください。